

# 福山市立久松台小学校生徒指導規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童一人一人が安全で楽しい学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### (挨拶)

第2条 学校内外では、友だちや先生、地域の方に、元気よくあいさつをする。

第3条 校長室・職員室・保健室・事務室などへの出入りは、礼儀正しくする。

第4条 言葉づかいは、正しくていねいにする。

### (服装)

第5条 校内外の学習活動及び登下校の際は、服装を正しく着用する。

#### (1) 冬服 (男子)

- ア 規定服上着、紺半ズボンを着用する。
- イ 規定服の下には、白長袖カッターシャツまたは白ポロシャツを着用する。

#### (2) 冬服 (女子)

- ア 規定服上着、紺スカートを着用する。
- イ 規定服の下には、白長袖ブラウスまたは白ポロシャツを着用する。

#### (3) 冬服 (男女)

- ア 帽子は、紺色を着用する。
- イ セーター、ベストについては、華美でないものを規定服の下に着てもよい。

ウ 登下校中、寒い時は、防寒服（ジャンパーなど）、手袋、マフラーを着用してもよい。ただし校舎内では、着用しない。

#### (4) 夏服 (男子)

- ア 白半袖カッターシャツ・ポロシャツ、規定服紺半ズボンを着用する。

#### (5) 夏服 (女子)

- ア 白半袖ブラウス・ポロシャツ、規定服紺

スカートを着用する。

#### (6) 夏服 (男女)

- ア 帽子は、白色を着用する。

#### (7) その他

- ア 名札は、男女とも、年間を通して規定の名札を胸に付ける。
- イ ポロシャツなどは、ズボンやスカートの中に入れる。
- ウ 体操服は、規定の体操服を着用する。

### (髪型)

第6条 髪は、パーマ・染色などは禁止する。  
第7条 ヘアピン・ゴムなどを使用する場合は華美にならないようにする。

### (持ち物)

第8条 持ち物には必ず名前を記入する。

第9条 次の物品については不要物とし、学校内での所持については、担任等による一時預かりとする。

- (1) 携帯電話・ゲーム機・カード・音楽プレイヤー機器類
- (2) 漫画・雑誌類
- (3) 刃物類
- (4) 菓子類
- (5) その他、学習に使わない物（シャープペンシル、不要なペン、消しゴム等も含む）

### (登下校)

第10条 登下校は時間を守り、決められた通学路を安全に通る。

第11条 登校は、集団登校で、交通ルールを守って登校する。

第12条 一旦登校した後は、校外に出ない。

### (欠席・遅刻・早退)

第13条 欠席・遅刻・早退をする場合には、事前に保護者が学校に理由や時間等を連絡する。

### (学校での生活)

第14条 『楽しく学校生活を送るためのきまり』（別紙）を守って生活する。

### 第3章 校外生活に関すること

#### (校外での生活)

第15条 児童だけで校区外に出ない。

第16条 ゲーム場、ゲームコーナーへの出入りはしない。

第17条 長期休業中は『夏休みのきまり』『冬休みのきまり』(別紙)を守って生活する。

#### (自転車)

第18条 自転車に乗るときは、安全対策をして、交通ルールを守る。

#### (事故)

第19条 校外で何らかの事故にあった場合は、直ちに学校又は担任に連絡する。

### 第4章 特別な指導に関すること

#### (問題行動への特別な指導)

第20条 以下のような問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 児童間のけんか、暴力・暴言、いじめ
- (2) 対教師暴力・暴言
- (3) 建造物、器物破損
- (4) 金品強要・恐喝
- (5) 甚だしい授業妨害
- (6) 窃盗・万引き
- (7) 飲酒・喫煙
- (8) その他、法令・法規に違反する行為
- (9) 本校のきまりなどに従わない行為(指導無視及び暴言等)
- (10) その他、学校が教育上指導を必要とする  
と判断した行為

#### (特別な指導)

第21条 特別な指導は、次の通りを行う。

- (1) 説諭、反省文を書かせるなど、発達段階に応じた指導を行う。
- (2) 原則、複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて、校長、教頭も指導に入る。
- (3) 保護者の来校を求めたり、場合によっては、関係機関と連携をとったりして、事後指導の充実に努める。
- (4) 必要に応じて、別室指導を行う。

#### (建造物、器物破損)

第22条 建造物、器物破損については、弁償すべきものは弁償とする。

#### (別室指導)

第23条 別室指導は、次の通りを行う。

- (1) 児童が自らの行為を反省し、よりよい充実した学校生活を送るために、今後の展望や目標を持つことのできる場とする。
- (2) 児童の思いを聞いたり、一緒に話し合ったりして、児童自らの内面を見つめさせることで、自己変革ができる場とする。
- (3) 別室指導を行う際には、必要に応じて、教科の課題を用意したり、別途学習計画を立てたりして、児童の学習に遅れがないようにする。

#### 附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。